



Shell HELIX Diesel HX7 AJ-L 5W-30

シェル ヒリックス ディーゼル HX7 AJ-L 5W-30

DPF 装置搭載乗用車の方へ DPF 装着ディーゼル乗用車専用オイル

シェル ヒリックス HX7 AJ-L 5W-30 は、日本自動車技術会規格 JASO DL-1 に登録されたオイルです。高度精製技術によるベースオイルと、最先端の添加剤を配合した排出ガス後処理装置搭載のディーゼル乗用車専用エンジンオイルです。優れた清浄性、耐摩耗性能を有し、エンジン本来の性能を最大限に引き出します。

規格分類

JASO DL-1

■シェル ヒリックス ディーゼル HX7 AJ-L 5W-30 の特徴

1. JASO DL-1 規格推奨車専用 ディーゼルエンジンオイル

シェル ヒリックス ディーゼル HX7 AJ-L 5W-30 は、排出ガス後処理装置に対応するため、特別な添加剤を配合したディーゼルエンジンオイルです。そのため適合車種・エンジン以外では性能を発揮できません。
より快適なカーライフを楽しむために自動車メーカーの指定または推奨を必ずご確認の上、ご使用ください。

*商用車用 DPF 搭載の JASO DH-2 規格品を指定または推奨されている車両には、ご使用になれません。

2. 日本車の要求を満たしています

シェル ヒリックス ディーゼル HX7 AJ-L 5W-30 は、日本のエンジンによる JASO DL-1 規格の動弁系摩耗試験、清浄性試験に合格しています。

3. エンジン内を長期わたりクリーンに保ちます

エンジンの高性能化によりエンジンオイルに対する熱負荷が増加し、エンジン内にスラッジが生成しやすい環境になっています。シェル ヒリックス ディーゼル HX7 AJ-L 5W-30 は、スラッジ生成への対策を十分考慮して設計されていますので、エンジン内をいつもクリーンに保ちエンジン性能が低下するのを防ぐとともに、その性能の持続性に優れています。

シェル ヒリックス ディーゼル HX7 AJ-L 5W-30 代表性状							
項目 粘度 グレード	密度 (15°C) g/cm³	引火点 (開放式) °C	流動点 °C	動粘度 mm²/s		色 (ASTM)	粘度 指数
				@40°C	@100°C		
5W-30	0.852	226	-35.0	54.3	9.8	L3.5	168

* 代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変わる場合があります。(2020-08)

シェル ヒリックス ディーゼル HX7 AJ-L 5W-30 の販売荷姿 : 4L×6

■使用上の留意事項

- ・JASO DL-1 規格適合車以外に使用できません。
- ・他銘柄との混合は避けてください。混合することによりオイルの性能を低下させる場合がありますので、全量交換してのご使用をおすすめします。
- ・オイル中にゴミ・ほこり・砂・水などが混入するとオイルポンプの効率を低下させたり、摩耗を促進しますので、保管・管理には充分注意してください。
- ・オイルの寿命はオイルの品質の他に、エンジン型式・オイルパン容量・オイルフィルターのタイプ・運転条件などによって異なります。
- ・極端な気温条件下での運転や、オイルを交換しないまま長期間使い続けることは、エンジンに悪影響をおよぼす恐れがありますのでご注意ください。
- ・規格と粘度グレードは、各車付属の取扱説明書をご参照ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけではなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上、ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。



取扱い上の注意 ▼下記の注意事項に従ってお取扱いください。

△ 取扱い上の注意	
△ 取扱い上の注意	
【安全対策】	・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
【応急措置】	・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当を受けること。 ・皮膚に触ると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹼で充分に洗うこと。
【保管】	・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
【廃棄】	・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.2. 2020.8.1